

# 東日本大震災への対応について

平成24年2月2日

岩手県後期高齢者医療広域連合



<はじめに>

昨年、3月11日に発災した東日本大震災以降、岩手県後期高齢者医療広域連合では、被災した被保険者に対して、後期高齢者医療の一部負担金の免除や保険料の減免等の措置を講じているところです。

また、大震災の直後には、国及び岩手県に対し、制度の安定的かつ円滑な運営ができるよう、財政運営や一部負担金の免除等の財政支援及び法的措置等について、迅速に積極的な支援を行うよう要望したところです。

以下、これまでの一連の対応状況について報告するものです。

## 対応状況等の項目

東日本大震災に対処するための国における特別の財政援助及び助成に関する法律、平成23年度第1次補正予算及び事務連絡等により、下記の対応を実施しています。

### 医療保険制度上の対応

1 一部負担金の免除について <詳細は4~5ページを参照願います。>

住宅が全半壊した方、主たる生計維持者が死亡又は行方不明の方、原発の事故に伴う政府の非難指示等の対象となっている方などは、被災地以外の市町村に転入した場合も含めて、医療機関に一部負担金等の自己負担を支払わずに受診できることとしている。(6月末日までは、口頭で申し立てるだけで免除。7月1日からは、一部地域[宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町は8月1日から]を除き、各保険者が発行する一部負担金等の免除証明書が必要。)

2 保険料の減免について <詳細は6~7ページを参照願います。>

震災により、主たる生計維持者の住宅が全半壊等した方、主たる生計維持者が死亡又は行方不明の方等の保険料を減免している。

3 被保険者証の提示について

被保険者証を紛失した場合でも、氏名、生年月日を申し出ることによって医療機関での保険診療を受けることができることとした。(6月末日までの取り扱い。7月1日からは被保険者証の提示が必要。)

## 財政支援措置上の対応

- 4 後期高齢者医療広域連合への財政支援について <詳細は8ページを参照願います。>  
一部負担金等及び入院時標準負担額の免除や、保険料の減免を実施している広域連合に対して財政措置がされている。  
国・県からの療養給付費負担金について、東日本大震災の対処として、平成23年度分は前倒しで交付されており、国分は毎月交付が10月までに全額交付されている。また、県分についても、4月～6月分が通常の1.5倍の額が交付されている。

## 広域連合における対応

- 5 被災市町村に対する人的、財政的支援等について  
被災市町村（宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町）からの広域連合への職員派遣を中断している。  
<現在の広域連合事務局職員の体制は、23人体制から18人体制となっている。>  
市町村が行う後期高齢者医療に関する事務の執行が著しく遅滞している被災市町村を支援するため、「被災市町村事務支援事業」を実施している。（被災市町村の事務等を支援するため、10月から6か月間、盛岡市より職員1名の追加派遣を受けている。）  
被災により市町村庁舎に設置していた標準システム機器が流失したため、必要な機器を広域連合で購入設置し、システムの復旧支援を行った。

## その他の対応

- 6 医療機関等への配慮<国の措置>  
医療機関等が、被災により診療録を滅失した場合などには、概算による請求ができることとした。（3月～5月診療分）  
被災者の方を数多く受け入れた医療機関等については、医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者を受け入れた場合や、看護師の配置基準を満たさなくなった場合、入院患者の平均在院日数が基準を超えることとなった場合であっても、入院料の減額措置を行わないこととした。

7 被災支援に係る諸規定の整備<広域連合関係>

「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療一部負担金等の免除に関する要綱」を制定した。

「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」を制定した。

8 これまでの対応経緯等 <詳細は9~10ページを参照願います。>

**参考資料** <11ページを参照願います。>

東日本大震災以降の被保険者数の状況

東日本大震災の被災による葬祭費支給状況

## 1 一部負担金の免除について

震災により被害を受けた方に対応するため「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療一部負担金の免除に関する要綱」を制定した。（制定：平成23年5月27日、適用：平成23年3月11日）

一部負担金の免除の期間は、平成24年2月29日までとなっている。ただし、入院時の食事療養費及び生活療養費については、厚生労働大臣の定める日としている。

6月末日までは口頭で申し立てるだけで免除することとし、7月1日からは一部負担金等の「免除証明書」を提示することにより免除している。（宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町については、8月1日から実施。）

対象者は、震災による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当した方。

住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

<一部負担金免除証明書の発行状況>

[平成24年1月16日現在]

市町村名	被保険者数 (a)	件数								発行率 b/a(%)	
								~ に準ずる	計 (b)		
洋野町	3,090	20			3	1				24	0.8%
久慈市	5,412	63	2		3	5				73	1.3%
野田村	808	215		1	21	16				253	31.3%
普代村	559	1				62				63	11.3%
田野畑村	751	90			17	4				111	14.8%
岩泉町	2,323	102			6					108	4.6%
宮古市	9,589	1,825	16		244	55				2,140	22.3%
山田町	2,790	1,103	13		124	24				1,264	45.3%
大槌町	2,189	1,258	5	2	16	14				1,295	59.2%
釜石市	7,048	1,569	13	1	174	44				1,801	25.6%
大船渡市	6,651	1,628	9		294	78				2,009	30.2%
陸前高田市	3,936	1,311	29	5	88	179				1,612	41.0%
小計	45,146	9,185	87	9	990	482	0	0	0	10,753	23.8%
上記以外の市町村計	152,646	1,053	5	0	7	2	2	0	1	1,070	0.7%
合計	197,792	10,238	92	9	997	484	2	0	1	11,823	6.0%

(注)「上記以外の市町村計」の数値は、震災後、沿岸市町村から住民異動した者を含む数値となっています。

一部負担金の減免猶予額

	減免猶予額	
	件数	金額
3月診療分	5,316	28,344,649
4月診療分	19,640	72,629,186
5月診療分	21,401	81,421,541
6月診療分	22,494	79,804,926
7月診療分	22,876	78,461,971
8月診療分	23,926	77,603,790
9月診療分	24,730	78,869,643
10月診療分	25,694	80,864,302
11月診療分	26,608	80,504,556
12月診療分		
1月診療分		
2月診療分		
3月診療分	-	-
合計	192,685	658,504,564

減免金額の8割は後期高齢者医療  
災害臨調等特別補助金として、2割は  
特別調整交付金として国から交付  
されます。

## 2 保険料の減免について

後期高齢者医療保険料の減免について、必要な事項を定めるため「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」及び「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する要綱」を制定した。

(制定：平成23年6月28日、適用：平成23年3月11日)

平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に納期限が到来する平成22年度と平成23年度の保険料額について減免することとした。

対象者は、震災による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当した方。

住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方・・・(全壊)全部、(半壊)2分の1、(長期避難世帯)全部

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方・・・全部

主たる生計維持者の行方が不明である方・・・全部

主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる方・・・(事業等の廃止や失業の場合)全部、(減収の割合により)全部、10分の8、10分の6、10分の4、10分の2

行方が不明である方又は重篤な傷病を負った方・・・全部

原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方・・・全部

特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方・・・全部



< 保険料の減免状況 >

[平成24年1月4日現在]

市町村名	被保険者数	件数								減免金額	
								~に 準ずる	計		
洋野町	3,090	19			2					21	276,000
久慈市	5,412	55			8					63	1,338,200
野田村	808	214	2		10					226	6,988,600
普代村	559									0	0
田野畑村	751									0	0
岩泉町	2,323	96								96	2,723,200
宮古市	9,589	1,919	13		286	2				2,220	70,117,000
山田町	2,790	1,063	19		78					1,160	33,808,000
大槌町	2,189	1,347	6	2	7					1,362	37,275,700
釜石市	7,048	1,626	9	1	163					1,799	58,548,000
大船渡市	6,651	1,753	8		169					1,930	59,832,700
陸前高田市	3,936	1,390	35	5	89	8				1,527	43,370,200
沿岸市町村計	45,146	9,482	92	8	812	10	0	0	0	10,404	314,277,600
上記以外の市町村計	152,646	1,181	4	0	14	0	2	0	0	1,251	31,832,900
合計	197,792	10,663	96	8	826	10	2	0	0	11,655	346,110,500

減免金額の8割は後期高齢者医療災害臨時特例補助金として、2割は特別調整交付金として国から交付されます。

(注)「上記以外の市町村計」の数値は、震災後、沿岸市町村から住民異動した者を含む数値となっています。

4 後期高齢者医療広域連合への財政支援に係る国庫・都道府県負担金等

	負担金等の名称	内容	国庫	県	平成23年度の状況(東日本大震災関連)
通常分	療養給付費負担金	国、都道府県、市町村それぞれが、法で定められた一定の割合で負担する。財源全体の約4割を占める主要な財源の1つ。	負担対象額の3/12	負担対象額の1/12	例年、年度末まで毎月交付されていたが、23年度は東日本大震災対応として、国庫分は前倒して交付され、10月までに全額が交付されている。また、県分については震災直後の4～6月分について、通常より増額して交付された。
	高額医療費負担金	高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和するため、一定額以上の高額な医療(1件80万円超)に対して、支援が行われる。	1/4(1/2は広域連合(保険料))	1/4(1/2は広域連合(保険料))	
	後期高齢者医療不均一保険料国庫負担金	医療費の地域格差の特例により設定された不均一保険料と均一保険料の差額が交付される。	1/2	1/2	
	普通調整交付金	広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することを目的として交付される。	対象額全額		
	特別調整交付金	災害その他特別な事情がある広域連合に交付される。	対象額全額		震災対応分は年度末に交付予定。
	事業費補助金	健康診査事業、保険者機能強化事業等に対して交付される。	健康診査事業1/3、保険者機能強化事業1/2(保険料収納対策は定額)、特別高額医療費共同事業は基準額と対象経費実支出額の少ない方。23年度の場合		
	円滑運営臨時特例交付金	低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料の軽減を行うために交付される。受入後、広域連合で設置している臨時特例基金に積み立てる財源として交付される。	対象額全額		
震災分	災害臨時特例補助金	東日本大震災の被災に伴う一部負担金の免除、標準負担額免除及び保険料の減免措置の実施による広域連合の負担増額を補助する。	8/10(2/10は特別調整交付金)		全3回(8月、12月、3月)に分けて交付予定。第1回分258,558,000円は交付済み(内訳 一部負担金免除の特例措置201,947,000円、標準負担額免除の特例措置30,593,000円、保険料減免の特例措置26,018,000円)。当初予算未計上のため、金額が概ね確定する2月議会で予算計上する予定。

負担金等の名称は国庫に合わせています。

## 8 これまでの対応経緯等

月 日	広域連合の対応	国・県の対応
23年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国からの通知に基づき、震災に伴い被保険者証等を紛失した場合でも、保険診療を受けることができることとした。</li> <li>・ 国からの通知に基づき、一部負担金を5月末まで支払猶予することとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(国の通知)</li> <li>・ 災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて(国の通知)</li> <li>・ 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて(国の通知)</li> <li>* 医療機関に一部負担金免除等の周知ポスターを掲示。(県)</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省及び岩手県に対し、財政支援及び法的支援措置についての要望書を提出した。(11日)</li> </ul>	
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国からの通知に基づき、一部負担金を来年の2月29日まで支払を免除することとした。また、入院時標準負担額については、8月31日まで支払を免除することとした。</li> <li>(沿岸市町村実態調査:一部負担金の減免準備)</li> <li>(市町村担当者説明会:一部負担金の減免等について)</li> <li>・ 一部負担金の免除に関する要綱・取扱要領を制定した。</li> <li>・ 市町村に、窓口・避難所にポスターの掲示、広報への掲載を依頼した。</li> <li>・ 一部負担金等及び保険料の減免等による損失補填額の8割を後期高齢者医療災害臨時特別補助金として、残り2割については、別途特別調整交付金として予算措置されることとなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について(国の通知)</li> <li>・ 東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて(国の通知)</li> <li>* 「政府からのお知らせ」の新聞広告。(国)</li> <li>* 医療機関に一部負担金等免除等の周知ポスターを掲示。(県)</li> <li>・ 「平成23年度後期高齢者医療災害臨時特別補助金の国庫補助について」(国の通知)</li> <li>・ 「東日本大震災に係る後期高齢者医療災害臨時特別補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」(国の通知)</li> </ul>

6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と合同で一部負担金等の減免等について新聞広告を出した。 (沿岸市町村実態調査:保険料の減免準備)</li> <li>・ 一部負担金等及び保険料の減免の対象に、「特定避難勧奨地点」が追加となりました。 (市町村担当者説明会:保険料の減免について)</li> <li>・ 保険料の減免に関する条例・要綱・事務処理要領を制定しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「岩手県からのお知らせ」の新聞広告。(県)</li> <li>・ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」の一部改正について等(国の通知)</li> <li>* 医療機関にポスターを掲示。(県)</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>(沿岸市町村実態調査:一部負担金の「免除証明書」発行状況確認)</li> <li>・ 入院時標準負担額について、8月31日までを9月以降も支払免除することとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その10)(国の通知)</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>(沿岸市町村実態調査:被保険者証関係調査)</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>(沿岸市町村実態調査:遅滞事務調査)</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>(被災市町村事務支援事業:保険料減免等受付事務処理支援)</li> <li>* 第一次支援 11月15日～30日 大槌町へ</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 第二次支援 12月6日～16日 大槌町へ</li> </ul>	

## 《参考資料》 東日本大震災以降の被保険者数の状況

### 東日本大震災の被災による葬祭費支給状況

被保険者数の状況（平成22年及び23年の12月末での比較）

市町村名	被保険者数(人)				
	平成21年 12月末	平成22年 12月末	対前年 増減者数	平成23年 12月末 (A)	対前年 増減者数
洋野町	2,964	3,030	66	3,090	60
久慈市	5,184	5,310	126	5,412	102
野田村	793	807	14	808	1
普代村	537	556	19	559	3
田野畑村	741	755	14	751	4
岩泉町	2,249	2,281	32	2,323	42
宮古市	8,639	9,687	1,048	9,589	98
山田町	3,028	3,113	85	2,790	323
大槌町	2,650	2,710	60	2,189	521
釜石市	7,317	7,486	169	7,048	438
大船渡市	6,608	6,821	213	6,651	170
陸前高田市	4,458	4,597	139	3,936	661
沿岸市町村計	45,168	47,153	1,985	45,146	2,007
上記以外の市町村計	146,549	149,381	2,832	152,646	3,265
合計	191,717	196,534	4,817	197,792	1,258

沿岸の市町村の被保険者数は、前年に比べて平成22年12月末では1,985人の増加でしたが、平成23年12月末では2,007人の減少となっています。

葬祭費支給状況（平成24年1月19日現在）

震災(3.11死亡)による葬祭費支給状況			
支給済件数(B)	未申請件数(C)	小計(D) (B)+(C)	対被保険者割合(%) (D)/(A)
2	0	2	0%
0	0	0	0%
15	0	15	2%
1	0	1	0%
14	0	14	2%
3	0	3	0%
148	16	164	2%
190	91	281	10%
102	321	423	19%
287	35	322	5%
196	15	211	3%
69	408	477	12%
1,027	886	1,913	4%

未申請者に対しては、各市町村において、申請の勧奨を実施しています。